

(4) 盛土材

計画路線は、全長約 11.6 km に対して盛土区間が約 9.4km であり、域外から盛土材の搬入が必要となる。盛土材の搬入にあたっては、盛土材に含まれる汚染物質によって計画路線周辺の土壌が汚染されないことがないように、以下の事項を厳守する。

- a) 土壌汚染対策法における指定区域からの盛土材搬入はしない。
- b) 盛土材の搬入にあたっては各事業者が土壌汚染有無の確認を行い、汚染物質が含まれている場合は、学識経験者等から意見聴取して必要な措置を講じる。